

# 委 託 仕 様 書

## 1 業務名

令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務

## 2 目的

訪日客等へ周辺地域観光の紹介などを担うコンシェルジュを対象にモニターツアーを実施し、本県の優れた観光資源や食の魅力等を理解してもらうことで更なるインバウンド誘客を促進する。

## 3 委託期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 内容

### (1) 首都圏ホテルコンシェルジュを対象としたモニターツアーの実施

#### ア 概要

訪日客と接する機会が多い首都圏ホテルのコンシェルジュをとおして、旅ナカ訪日客へ本県観光情報などの提供を促進するため、コンシェルジュを対象にした本県の観光資源や食の魅力等を堪能できる日帰りツアーを実施する。

(ア) 時 期：令和6年6月のうち1日

(イ) 対象者：特に訪日客の多い首都圏高級ホテルのコンシェルジュであり、本県観光情報を積極的に紹介する熱意のあるコンシェルジュとする。

(ウ) 内 容：対象者がホテルに滞在している旅ナカ訪日客等に紹介しやすい本県の優れた観光資源、食の魅力、文化等を堪能できる日帰りのモニターツアー

(エ) 回 数：1回

(オ) 人 数：20名程度

#### イ 企画運営における留意事項

##### (ア) 招請・ツアーの企画・調整・手配・運営

①首都圏発着とし、観光資源、食、文化を体感できるツアー構成とすること。

②参加者に対しては、事業前及び事業後に十分な本県観光情報等を提供すること。

③ツアーにおける必要な施設・団体・管理者等への許可申請手続き、ガイド（観光案内等）の手配を行うこと。

④ツアーに係る全行程の施設や交通、食事の手配、調整（諸経費の支払いを含む）を行うこと。

⑤ツアーに同行し、全行程の実施記録を作成すること。

⑥ツアーの実施に当たり、撮影された動画、写真については、県において活用（ウェブサイト、雑誌または広報等のメディアへの掲載など）できるものとする。

⑦積極的なメディアアプローチにより、テレビ番組やニュースなどメディア露出に努めるなどツアーの周知方法等について十分配慮すること。

⑧参加者がツアー参加後に旅ナカ訪日客等へ本県の情報を提供しやすいよう、本ツアーのコンテンツに係る紹介用資料を作成し、参加者に配布すること。

(イ) 参加者選定にあたっての目安

特に訪日客が多い首都圏ホテルのコンシェルジュで、ツアー参加後に本県の魅力を積極的に訪日客に情報提供できる者とする。

※事業者は、参加者に対して、事業終了後から令和6年9月末日まで及び令和7年1月末日までにおける参加者の訪日客に対する本県観光コンテンツに関する情報提供の状況（情報提供の回数、情報提供したコンテンツなど）をそれぞれ1月以内に取りまとめのうえ報告すること。ただし、調査時期に関しては、県との協議によって変更することも可能とする。

ウ 実施記録の作成

(ア) 記録写真等の撮影を行い、データで納品するとともに、メディア等の掲載記事についても実施記録とすること。

エ モニターツアー参加者へのアンケートの作成・配布・集計・分析

(ア) ツアー参加者に対してアンケートを実施し、その結果を基にツアーの効果等を分析するとともに、首都圏ホテルに滞在している旅ナカ訪日客を本県に観光誘客するうえで必要と考えられる課題の抽出、提案を行うこと。

(イ) アンケートの集計、分析結果、課題、提案については、実績報告書において提出すること。

オ 委託業務の実施にあたって、専任者を1名以上配置すること。

## 5 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

## 6 成果物等

(1) 成果物

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| ア 実績報告書（紙出力、様式任意）            | 2部 |
| イ ア及び写真データを格納した電磁記録媒体（CD-R等） | 1点 |

(2) 納期

令和7年3月14日（金）

(3) 納品先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階  
茨城県営業戦略部東京渉外局PR・誘致チーム

## 7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書記載内容を確実に実施するとともに県の指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (3) 本仕様書は、県と受託者が協議のうえ、双方の承諾のもと、必要に応じて最低限の改正をすることができる。